

商品概要説明書

定期貯金キャンペーン～2025夏～ ＜期間5年：複利型＞

商品名	定期貯金キャンペーン～2025 夏～（複利型） 商品名：預入金額 300 万円未満 … スーパー定期 預入金額 300 万円以上 … スーパー定期 300 ※個人 JA ネットバンクには「2025 夏のキャンペーン(複利)」と表示されます。
ご利用いただける方	個人の方
期 間	定型方式 5 年 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いです。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位 （４）預入期間	・一括預入 ・10 万円以上（お一人様通算 2,000 万円以内） ・1 円単位 ・令和 7 年 6 月 2 日（月）～令和 7 年 7 月 31 日（木）
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。 一部支払いの取扱いができます。預入日の 1 か月後の応当日以後に、1 万円以上 1 円単位で当 JA 所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。ただし、一部支払後の残高が 1 万円を下回る一部支払いはできません。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金	①窓口扱い 年 0.65%の利率を満期日まで適用します。自動継続後は継続日当日の店頭表示金利を約定利率として満期日まで適用します。 ②個人 JA ネットバンク扱い 年 0.70%の利率を満期日まで適用します。自動継続後は継続日当日の店頭表示金利を約定利率として満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月ごとに複利計算をします。 ・お受取りになる利息については 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税が適用されます。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客様は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて JA バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。 ①預入期間が 6 か月未満・・・解約日における普通貯金の利率 ②預入期間が 6 か月以上 1 年未満・・・約定利率×10% ③預入期間が 1 年以上 2 年未満・・・約定利率×20% ④預入期間が 2 年以上 3 年未満・・・約定利率×30% ⑤預入期間が 3 年以上 4 年未満・・・約定利率×50% ⑥預入期間が 4 年以上 5 年未満・・・約定利率×70%
貯金保険制度 （公的制度）	保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	〔苦情処理措置〕 本商品にかかわる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当 JA 支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JA バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。 〔紛争解決措置〕 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 JA 金融部金融企画課または JA バンク相談所にお申し出ください。 ・広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（JA バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 JA バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 JA バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。